

商品概要説明書

福祉定期貯金

(2025年3月1日現在)

1. 商品名	・福祉定期貯金
2. 販売対象	・個人 別紙「福祉定期貯金のお知らせ」の貯金対象者が対象となります。
3. 期間	・1年（自動継続はお取扱できません。）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (1) 預入単位 (2) 預入限度	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位 ・1人300万円以下
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 利率は「福祉定期貯金のお知らせ」に掲載しています。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます（ただし、懸賞金については課税対象になります。）。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：047-339-1113）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター（電話03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会がテレビ会議

	<p>システム等により、協同して解決に当たります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この貯金の預入ができるのは、障害年金、遺族年金の受給者や児童福祉手当の受給者など対象貯金者に限られます。 ・預入店舗は1人1店舗に限られます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aいちかわ